

石川県立看護大学及び石川県立大学における 研究活動上の不正行為への対応等に関する基本方針

平成27年4月1日

石川県公立大学法人規程法第58号

(趣旨)

第1条 この基本方針は、石川県立看護大学及び石川県立大学（以下「両大学」という。）における研究活動上の不正行為を事前に防止し、公正な研究活動の推進を図るために必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用（特定不正行為）
- イ 二重投稿、不適切なオーサーシップ及び不正行為の証拠隠滅・立証妨害（特定不正行為以外の不正行為）

(2) 好ましくない研究行為

サラミ出版（分割出版）、先行研究の意図的な不参照、利益相反及び利益相反に関する情報の非開示、不適切なピア・レビュー（査読）、研究データ等の不適切な管理

→（別表）研究活動上の不正行為及び好ましくない研究行為

(3) 研究者等

- ア 両大学に雇用されて研究活動に従事している者
- イ 両大学の施設や設備を利用して研究に携わる者
- ウ 前2号に定める者と共同して研究活動を行う者（大学外部の者を含む。）

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為及び好ましくない研究行為を行ってはならず、また他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(責任体系)

第4条 両大学の研究活動上の不正行為に対応するために、総括責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

(総括責任者)

第5条 総括責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する者とし、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

2 総括責任者は、各大学の学長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、各大学における研究倫理教育について実質的な権限と責任を有する者とし、研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行うものとする。

2 研究倫理教育責任者は、石川県立看護大学にあつては研究科長、石川県立大学にあつては総括責任者が指名する者をもって充てる。

(コンプライアンス委員会の設置)

第7条 総括責任者は、研究活動上の不正行為を事前に防止し、公正な研究活動の推進を図るため学内にコンプライアンス委員会を置き、委員長には研究倫理教育責任者をもって充てる。

2 前項に定めるもののほか、コンプライアンス委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究倫理教育の実施)

第8条 コンプライアンス委員会は、研究者等に求められる倫理規範を修得させるため、研究者等を対象に、研究倫理教育を毎年1回以上実施しなければならない。

2 コンプライアンス委員会は、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、両大学に在籍する大学生及び大学院生を対象に、学生向けの研究倫理教育を実施するものとする。

(メンターの配置)

第9条 総括責任者は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等を与えることを目的として、大学内にメンター（助言者）を配置する。

2 メンターに関し必要な事項は、別に定める。

(研究データの保存・開示)

第10条 研究者等は、研究成果の第三者による検証可能性を確保するため、研究データを一定期間適切な形で保存し、必要な場合には速やかに開示するものとする。

2 研究データの種類、保存期間及び保存方法等について必要な事項は、別に定める。

(告発窓口の設置)

第11条 総括責任者は、研究活動上の不正行為に係る告発窓口を、各大学事務局総務課に置く。

2 告発した者は、石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為に係る調査に関する規程（平成27年法人規程法第61号）第32条第1項の規定により保護される。

3 前2項に定めるもののほか、告発窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(相談窓口の設置)

第12条 総括責任者は、研究者等及び外部からの研究活動における不正行為に関する相談を受け

る相談窓口を、各大学事務局総務課に置く。

(調査の体制・手続)

第13条 研究活動上の不正行為に係る調査の体制・手続等は、別に定める。

(研究者等の懲戒等)

第14条 研究活動上の不正行為に係る研究者等の懲戒等の処分に関し必要な事項は、別に定める。

(取組状況の公開)

第15条 総括責任者は、研究活動上の不正行為への対応に関する取組状況を各大学のホームページ等で公開する。

(不正事案に係る情報公開)

第16条 総括責任者は、内部調査等により不正を認定した場合は、ホームページ等で速やかに調査結果を公表しなければならない。

2 公表する内容は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。